

トラック運送事業者の皆様へ

常時使用する従業員への「**定期健康診断の実施**」及び
健診実施項目に所見のある労働者は、事業者として、
医師からの「**就業に関する意見聴取**」の義務があります。



健康診断個人票	
健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名⑩	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名⑪	○○ ○○

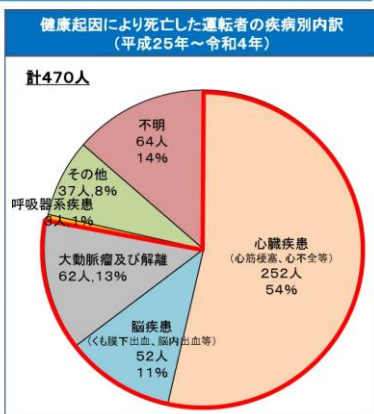
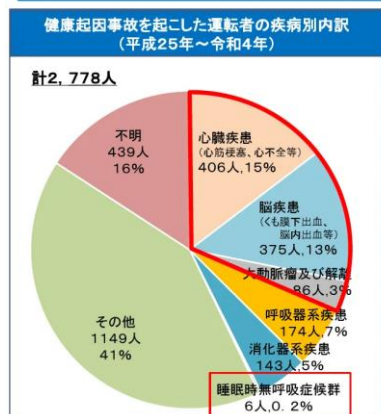
健康診断の結果についての医師等からの意見聴取※2（法第66条の4）		
就業区分	内容	就業上の措置の内容
区分	通常勤務	通常の勤務でよいもの
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

ドライバーの心臓疾患・脳疾患・大動脈瘤などによる健康状態を起因とする事故が多く発生しています。

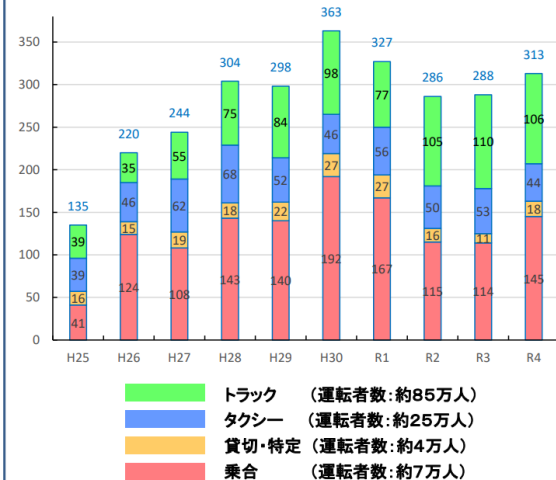
また、健康状態を起因とするトラックドライバーの事故も平成25年以降急増しています。



○過去10年間で健康起因事故を起こした運転者2,778人のうち心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤及び解離が31%を占める。
○うち、死亡した運転者470人の疾病別内訳は、心臓疾患が54%、脳疾患が11%、大動脈瘤及び解離が13%を占める。



健康状態に起因する事故報告件数
(業態毎の件数)



出展:国土交通省(令和6年2月7日開催)
令和5年度第2回 事業用自動車健康起因事故対策協議会
「健康起因事故発生状況と取組について」資料1より

地域産業保健センター(大阪)

労働者数50人未満の産業医の選任義務のない
小規模事業場の健康診断結果の健診項目に
「所見あり」の場合、**医師の意見聴取**など、
無料で保健サービスを行っています。



大阪府内の地域産業保健センター所在地
<https://osakas.johas.go.jp/sanpo-center/>



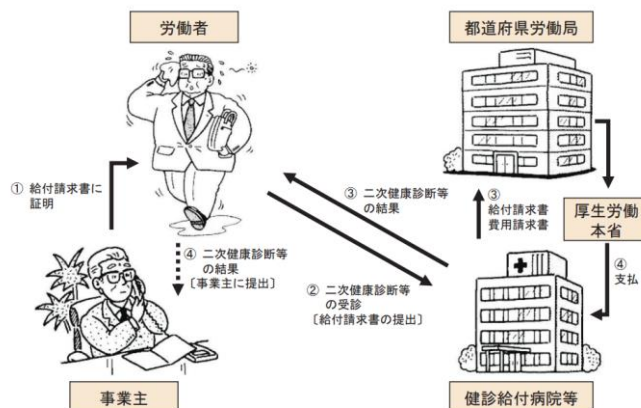
二次健康診断等給付

一次健康診断の結果において

- (1) 血圧の測定
- (2) 血中脂質検査
- (3) 血糖検査
- (4) BMI(肥満度)

のすべての検査について異常の所見があると診断された場合に
二次健康診断給付を受けることができます。

ただし、労災保険制度に特別加入されている方及び既に**脳血管疾
患又は心臓疾患の症状を有している方は対象外**となります。



二次健康診断等給付の請求手続

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001410168.pdf>

労災保険二次健診等給付医療機関リスト

<https://www.mhlw.go.jp/content/11400000/001452155.pdf>



公益社団法人日本トラック協会
トラック運送事業者のための「健康起因事故防止マニュアル」

https://jta.or.jp/member/rodo/jikoboushi_manual2024.html

